

特定生産緑地（鎌ヶ谷市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条6第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和4年11月24日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

特定生産 緑地番号	地番	特定生産 緑地指定済面積	解除面積	公示日
011-T1	中佐津間一丁目地内	約0.05ha	495㎡	令和4年11月24日
012-T1	中佐津間一丁目地内	約0.07ha	699㎡	令和4年11月24日
018-T1	西佐津間一丁目地内	約0.22ha	2218㎡	令和4年11月24日
166-T1	南鎌ヶ谷一丁目地内	約0.25ha	2552㎡	令和4年11月24日
129-T3の一部	東道野辺四丁目地内	約0.93ha	2200㎡	令和4年11月24日

「区域は指定図表示のとおり」